

第 4 章

施策

■施策体系

将来像	基本方針	基本施策	施策の方針
<p>みんなで育む緑のまち・さかど</p>	<p>緑と清流を守る (保全)</p>	<p>(1) 水と緑の骨格の保全</p>	<p>1 樹林地の保全</p> <p>2 清流の保全</p>
		<p>(2) 武蔵野の面影を 残す緑の継承</p>	<p>1 農地の保全</p> <p>2 歴史文化を物語る緑の保全</p>
		<p>(3) 都市と自然が 調和した まちづくりの推進</p>	<p>1 自然と調和した土地利用の推進</p>
	<p>緑と清流を創る (創造)</p>	<p>(1) 緑を活かした ウェルビーイングな まちづくり</p>	<p>1 多世代が安全で安心して 暮らし続けられるまちの公園づくり</p> <p>2 潤いのある居心地のよい緑と 憩いのまちなみづくり</p>
		<p>(2) 水と緑のネットワーク の形成</p>	<p>1 自然に親しむ空間づくり</p> <p>2 エコロジカルネットワークの形成</p>
	<p>緑と清流を育てる (育成)</p>	<p>(1) 緑と関わる ムーブメントの形成</p>	<p>1 自然にかかわるきっかけづくり</p>
		<p>(2) 多様な主体の連携 の促進</p>	<p>1 市民活動の促進・支援</p>

具体施策

① 樹林地の保全と整備 ② 市民や地域ボランティアと連携した維持管理、活用 ③ 桜の保全と計画的な維持管理

① 多様な生物を育む水辺環境の保全 ② 湧水の保全 ③ 清流保全活動の促進

① 優良農地の保全

① 地域に親しまれる緑の保全 ② 天然記念物等緑の文化財の保全

① 自然と調和した土地利用の推進 ② 制度運用による効果的な緑の保全・活用

① 地域と連携した公園づくり ② 公園の利活用の促進 ③ 市民等と連携した公園管理の推進

① まちの緑化促進 ② 公共施設の緑化推進 ③ 工場、事業所における緑化促進

① 河川沿いの緑化推進 ② 親水環境の創出

① 緑のスポットづくり ② 水と緑のネットワークの形成

① 水や緑の自然に関わるきっかけづくり ② 自然豊かなまちとしてのPRの推進

① 市民活動の支援 ② 持続的な市民活動の実現に向けた方策検討

1. 緑と清流を守る（保全）

(1) 水と緑の骨格の保全

1) 樹林地の保全

① 樹林地の保全と整備

- ・高麗川や越辺川沿い、城山や郊外のまとまった樹林地については、景観、動植物の生育環境の維持を図るため、適切な間伐を行う等、積極的な保全に努めます。



城山の樹林

② 市民や地域ボランティア等と連携した維持管理、活用

- ・地域ボランティア、NPO法人をはじめ、様々な主体の参画を得ながら、城山の森の市有地の維持管理、活用を進めます。また、土地所有者の理解と協力を得ながら市有地以外を含む城山の森全体の保全を進めます。
- ・樹林地や河畔林については、土地所有者の理解を得て、適切な維持管理を促進するとともに、地域ボランティア等と連携した保全・活用を図ります。

③ 桜の保全と計画的な維持管理

- ・本市の象徴であり観光資源としても重要な桜を保全するため、病虫害対策を含む計画的な維持管理を図ります。



北浅羽桜堤公園の安行寒桜

2) 清流の保全

① 多様な生物を育む水辺環境の保全

- ・自然護岸、緑化、ワンド*の整備等、多様な動植物の生息・生育環境や景観に配慮するよう河川管理者等と協議しながら、河川や水路の水辺環境を保全します。



滝不動の湧水

② 湧水の保全

- ・市内の台地の段丘崖等に位置する湧水地点は、本市の自然が創る豊かな水循環を象徴する場所として保全を図ります。

③ 清流保全活動の促進

- ・県下有数の清流を本市の資産として守り続けていくため、市民参加による清掃活動、ごみの不法投棄の防止、水辺環境の整備等を行います。

(2) 武蔵野の面影を残す緑の継承

1) 農地の保全

① 優良農地の保全

- ・都市近郊の立地条件を活かした特色ある農業の振興に努めます。
- ・土地改良事業等の推進により生産性の高い農用地の確保・整備により優良な農用地の保全を図ります。



市内の農地

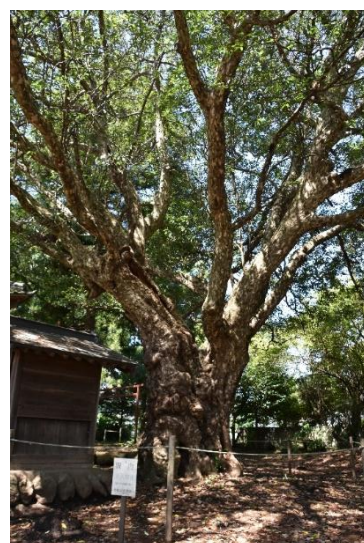
2) 歴史文化を物語る緑の保全

① 地域に親しまれる緑の保全

- ・市内に数多く分布する社寺境内林、郊外の集落地に分布する屋敷林及び保存樹木、保存樹林は、地域に親しまれている緑であり、土地所有者の理解と協力を得ながら維持・保全に努めます。

② 天然記念物等緑の文化財の保全

- ・市内には、土屋神社の神木スギ、入西のビャクシン、ステゴビル、カゴノキ、シダレザクラ等の天然記念物、万葉遺跡浅羽野、多和目城跡（城山）等の遺跡があります。こうした緑の文化財については、指定の継続及び保全に努めます。



多和目天神社のカゴノキ

(3) 都市と自然が調和したまちづくりの推進

1) 自然と調和した土地利用の推進

① 自然と調和した土地利用の推進

- ・持続可能なまちづくりを進める上で、都市と自然が調和したゆとりある本市の環境に即した土地利用を推進します。
- ・坂戸 IC 周辺においては、関係機関との連携を図りながら、周辺環境との調和が図られた産業基盤づくりを進めます。
- ・北坂戸地区のまちづくりに際しては、整備前の樹木を保全・活用することで、地域の記憶を継承しながら、賑わいと潤いのある多世代が交流できる空間を形成します。

② 制度運用による効果的な緑の保全・活用

- ・特別緑地保全地区への指定や条例に基づく仕組等を利用し、効果的な緑の保全・活用を図ります。
- ・市民緑地や市民管理協定等の制度活用についても検討、調整を進めます。

2. 緑と清流を創る（創造）

（1）緑を活かしたウェルビーイングなまちづくり

1) 多世代が安全で安心して暮らし続けられるまちの公園づくり

① 地域と連携した公園づくり

- ・土地区画整理事業等に併せて地域住民の利用を目的とする街区公園や近隣公園を整備します。
- ・市民総合運動公園は、スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、多くの市民に利用されています。今後も、市民ニーズに合わせて既存施設の改修、機能の拡充を図ります。
- ・地域防災計画で避難場所に位置づけられている公園と併せ、その他の既設公園や新たに整備する公園についても、防災に配慮した公園づくりを推進します。
- ・誰もが安心して利用できるよう、見通しの良い樹木の配置、適切な照明灯の配置等、安全・安心な防犯に配慮した公園整備を推進します。



入西公園



みどり町公園

② 公園の利活用の促進

- ・市民活動や健康増進、子育て等多様な目的のための市民が主体的に利活用できる空間としていきます。
- ・夏祭り等の地域の賑わいやコミュニティの活性化につながる取組、機会の創出を図ります。

③ 市民等と連携した公園管理の推進

- ・公園の管理にあたり、自治会との連携をはじめ市民と協働して、地域に愛される公園として維持管理を進めていきます。

2) 潤いのある居心地のよい緑と憩いのまちなみづくり

① まちの緑化促進

- ・多様な主体が連携して緑化を進め、暑熱環境の緩和につなげます。
- ・駅周辺の共同ビルや大規模店舗等については、開発に伴う緑化スペースの確保と接道境界部を中心とした緑化を誘導します。
- ・緑化にあたっては、人々の交流や暑熱対策、生物多様性への配慮等、地域課題を意識した検討を進めます。
- ・住宅地の緑化を促進し、目に見える緑や日陰をつくる緑の豊かな住環境を創出します。
- ・潤いあるまちなみ景観の形成、防災性（延焼遮断効果）の向上を図るため、都市計画道路や植栽可能な幅員をもつ道路の緑化を推進します。
- ・街路樹については、樹種による特性を考慮しながら、道路利用の安全性等を踏まえた維持管理を実施します。

② 公共施設の緑化推進

- ・文化・教育施設、福祉施設や交流センター等の公共施設は、まちなみ景観の向上を図るため、緑化を推進します。
- ・公共施設の改修や再編等の機会が生じた際は、緑化を充実させることで、潤いの創出と交流空間の増加を図ります。
- ・地域コミュニティ活動の核でもある小中学校について、児童・生徒の安全に配慮しながら、緑化、樹木の維持管理を進めます。



坂戸市役所の緑

③ 工場、事業所における緑化促進

- ・富士見工業団地やにつさい花みず木地区の工業団地等に立地する大規模な工場や事業所については、接道境界部や敷地内緑化を促進します。また、緑化スペースの確保が困難な場合は、屋上緑化や壁面緑化の導入を促進します。
- ・周辺地域の生活環境や生物多様性へ配慮した緑化を促進します。

(2) 水と緑のネットワークの形成

1) 自然に親しむ空間づくり

① 河川沿いの緑化推進

・河川の特性を理解し、適切な方法で緑化を推進します。

② 親水環境の創出

・市内の河川は、治水計画等の事業と整合を図りながら、動植物の生息・生育環境に配慮するとともに、国や県と連携を取りながら水辺空間を創出します。

2) エコロジカルネットワークの形成

① 緑のスポットづくり

- ・耕作放棄地を活用して、ミツバチの蜜源となる花畑づくりを実施します。
- ・学校では、児童・生徒の自然とのふれあい、環境教育の一環として、花壇づくり、学校の樹木の管理・整備等を推進します。



高麗川浅羽ビオトープ

② 水と緑のネットワークの形成

- ・城山の樹林地をエコロジカルネットワークの拠点として良好な自然環境の保全と自然に配慮した整備活用を図ります。

3. 緑と清流を育てる（育成）

（1）緑と関わるムーブメントの形成

1) 自然にかかわるきっかけづくり

① 水や緑の自然に関わるきっかけづくり

- ・城山や高麗川・越辺川、台地上の社寺林・屋敷林、桜、公園や花壇、蜜源、農地等、各地にある素晴らしい緑の空間を、市民や来訪者に知ってもらえるよう積極的、継続的な情報発信を図ります。
- ・自然観察教室や坂戸市環境教育プログラムの充実に努め、水辺や緑を環境学習の場として活用します。



自然観察教室の様子

② 自然豊かなまちとしてのPRの推進

- ・市民参加による緑化活動や清流保全活動、オープンガーデン活動等様々な市民活動をPRすることで、取組に対する理解を深めるとともに、活動に参加、支援する人々を増やしていきます。
- ・桜の保全活動や植樹活動、坂戸につさい桜まつり等のイベントを通じて桜の名所づくりを進めることで、地域の魅力を広くPRします。



オープンガーデン

（2）多様な主体の連携の促進

1) 市民活動の促進・支援

① 市民活動の支援

- ・ボランティア団体やNPO法人等の協力を得ながら市民参加による緑化活動の促進を図ります。
- ・土とのふれあいを通じて、自然や農業への理解を深めていけるよう、学校、地域及び事業者と連携した農業体験を充実します。

② 持続的な市民活動の実現に向けた方策検討

- ・活動団体との意見交換等を通じてニーズを把握し、活動団体と行政が一体となって課題解決に向けた検討を行います。
- ・市内の高校や大学の授業や活動の場所として市内の緑地を提供する等、新たな担い手と緑をつなぐ方策について検討を進めます。

都市における緑地等の整備と管理について

■ 都市公園について

都市公園は、気候変動対策、生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上等に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、その多機能性のポテンシャルを更に発揮することが重要です。都市公園を本市の資産と捉え、持続可能なまちづくりを踏まえながら、都市公園の特性に応じた整備と管理を進めます。

① 公園の整備の方針

- ・ 都市公園の配置にあたっては、市内の都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮します。
- ・ 公園の整備において、高齢者、障害者等が円滑に移動等を行えるよう、できる限り配慮します。

② 公園の管理の方針

<公園の種別や特性に応じた管理>

- ・ 地域に身近な公園である街区公園や近隣公園は、地域の自治会に管理を委託することを含めて、各周辺地域の特性や周辺住民の利用ニーズを考慮した管理を行います。
- ・ 市民総合運動公園、高麗川コミュニティパークは、市民が広く利用する公園として、公園の設置目的を踏まえながら、様々な属性の市民が快適に利用できるよう配慮して管理を行います。

<市民や事業者の参加による利活用の推進>

- ・ 地域の賑わいやコミュニティの活性化につながる公園利活用の取組を市民や事業者が主体となって実施する際、積極的に支援、連携します。

<安全・安心の確保>

- ・ 公園施設は日常的な巡回、点検を実施します。点検により異常が確認された場合は、必要に応じた使用禁止処置の実施し、更に適切な修繕方法を検討し、早急な対策を実施します。
- ・ 公園施設の保守点検を毎年実施し、劣化判定を行い、判定結果に基づく予防保全に努めます。

■ 生産緑地*について

生産緑地は、地元産の新鮮な農産物の供給、防災や国土及び環境の保全、住民の交流の場等の多様な機能を有しており、都市に「あるべきもの」として位置づけられている等、適正に保全し、有効活用することが求められています。

良好な都市環境の確保に効果があり、かつ公共施設等の用地として有益となりうる都市農地を保全するため、生産緑地地区制度の運用を図ります。

*市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している 300 m²以上(坂戸市の基準)の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図るもの。